



>>> 高額療養費制度について

重い病気で病院に長期入院したときや、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となります。そのため、家計の負担を軽減できるように、一定の金額を超えた部分が払い戻される「高額療養費制度」があります。

Point① 自己負担には限度額があります

高額療養費を申請することで、医療費のうち、「自己負担限度額」を超える分が払い戻されます。以下の表から、ご自身の「自己負担限度額」を算出することができます。

●70歳未満の方

所得区分		自己負担限度額	多数該当
標準報酬月額	83万円以上	252,600円＋（医療費10割－842,000円）×1％	140,100円
	53万円～79万円	167,400円＋（医療費10割－558,000円）×1％	93,000円
	28万円～50万円	80,100円＋（医療費10割－267,000円）×1％	44,400円
	26万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者等		35,400円	24,600円

多数該当とは…

診療を受けた月以前1年間に、高額療養費の支給を受けた月が3月あれば、4月目からは多数該当となり、限度額が下がります。

●70歳以上75歳未満の方

所得区分		自己負担限度額		多数該当
		個人ごと（外来）	世帯ごと（入院含む）	
標準報酬月額	83万円以上	252,600円＋（医療費10割－842,000円）×1％		140,100円
	53万円～79万円	167,400円＋（医療費10割－558,000円）×1％		93,000円
	28万円～50万円	80,100円＋（医療費10割－267,000円）×1％		44,400円
	26万円以下（一般）	18,000円	57,600円	44,400円
	住民税非課税者	8,000円	24,600円	なし
	所得0円世帯		15,000円	なし

Point② 自己負担額は合算できます

高額療養費申請の対象となる自己負担額は、月ごと、医療機関ごとに計算し、さらに同じ医療機関であっても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来に分けて計算します。また、薬局で調剤を受けた場合は、処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。これらが「自己負担限度額」を超えた場合、高額療養費を申請することで差額が支給されます。

世帯合算について

医療機関・科・入院外来ごとに計算した自己負担額は、合算して申請することができます。また、ご家族（被扶養者に限る）の分についても、被保険者本人の額と合算して申請できます。ただし、70歳未満の方については、21,000円以上の自己負担額のみが合算対象となります。（70歳以上の方は、すべての自己負担額を合算できます。）

【高額療養費申請の具体例】 ～ Aさん（40歳・標準報酬月額36万円・扶養なし）の場合 ～

- ・令和7年5月にX病院を受診、①医科入院で150,000円、②医科外来で3,000円支払い。（3割負担）
 - ・同月、Y病院の③歯科外来で20,000円支払い。処方せんを持参し、④薬局で4,000円支払い。（3割負担）
 - ・高額療養費の申請は初めて。①＋（③＋④）
- ⇒合算対象は、21,000円以上の医科入院、および歯科外来＋薬局となり、合計174,000円（10割：580,000円）自己負担限度額は、表の式に当てはめて計算し、80,100＋（580,000－267,000）×1%＝83,230円
- よって、高額療養費申請の支給額は、174,000－83,230＝**90,770円**

Point③ 事前に窓口負担を抑えることができます

高額療養費は事後申請となるため、一時的に高額な自己負担が発生します。（支給まで3ヶ月ほどかかります）しかし、下記いずれかの書類を窓口に呈示することで、初めから負担額を限度額内に抑えることができます。限度額を超えた分は、医療機関から保険者（協会けんぽ、健保組合等）に請求されます。

- マイナ保険証 …… 保険証利用を登録したマイナンバーカード
- 限度額適用認定証 …… 加入している保険者（協会けんぽ、健保組合等）に申請

※ただし、以下に該当するような場合には、高額療養費の申請が必要です。

- > 同一月に複数の医療機関（院外薬局含む）を受診した場合
- > 同一月に同一の医療機関で入院・外来ともに受診し、限度額を超えた場合
- > 世帯合算（本人＋扶養家族）がある場合
- > 住民税非課税世帯で、マイナ保険証を利用した場合（マイナ保険証では非課税世帯の判別ができないため）

◆医療費が高額になることが見込まれましたら、お早めに担当者までご相談くださいませ。

お知らせ

《筆者：海津》

●雇用保険料率の変更について

令和7年4月1日以降に支給額が確定した（締日を迎えた）給与・賞与から、雇用保険料率が変わります。

業種	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産業、清酒製造業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

●育児時短就業給付金（R7.4.1～）

育児休業から復職し、2歳未満の子を育てながら時短勤務をされている方について、令和7年4月1日から一定の要件を満たすことで「育児時短就業給付金」の支給を受けられるようになりました。最大で、賃金額の10%が支給されます。

●労働保険料の年度更新

先月に引き続き、賃金台帳と工事台帳（建設業の方のみ）をもとに労働保険料の精算を行っております。ご協力をお願いいたします。



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

